

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年1月17日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900115 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900027 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 7 月から昭和 56 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 7 月から昭和 56 年 6 月まで

私は、昭和 51 年から 5 年間 A 市にある全寮制の B 校に在学し、当時、学校に来られる郵便局員、銀行員、又は役所の方の集金で国民年金保険料を納付しており、一緒に寮生活をしていた同級生や他の学年にも国民年金保険料を納付していた人はたくさんいたと思います。

しかし、請求期間の国民年金が未納になっていたため C 年金事務所へ相談した際、請求期間に納付の矢印が記載してある書類を窓口担当者と一緒に確認し、窓口担当者は納付されてますと回答されたので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

平成 5 年 12 月転入と記載のある D 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿には、請求期間の納付記録欄に「←納付→」と記載されている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号 (\*) は昭和 57 年 7 月に払い出されていることが確認できる上、それより前に別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であったと考えられ、昭和 55 年 3 月分以前の国民年金保険料については、時効により納めることができない。

なお、請求者は、昭和 58 年 10 月 12 日に、昭和 56 年 7 月分から昭和 57 年 3 月分までの国民年金保険料を遡って納付している。

また、請求者が請求期間に住民登録していた A 市の国民年金被保険者名簿及び国の被保険者台帳では、請求期間に係る国民年金保険料の納付の記録はない。

これらのことから、前述の国民年金被保険者名簿に記載のある「←納付→」については、一部記載誤りがあるものと考えられる。

なお、B 校へ国民年金保険料の集金に来ていた方について、請求期間当時、請求者と一緒に寮生活をしていたとする同級生は、学校内で A 市の国民年金保険料徴収嘱託員による徴収により国民年金保険料を納付していたとして、徴収嘱託員の名前を挙げているところ、当該徴収嘱託員は、当該学校へ集金に行っていたが、請求者を含む徴収対象者については記憶していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900145 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900028 号

## 第 1 結論

昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 5 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 5 月 1 日まで  
年金記録では、請求期間のうち、昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間とされているが、免除の手続きは行っておらず、保険料を納付した。  
また、昭和 56 年 4 月が未納とされているが、国民年金保険料は、これまで全期間納付してきたので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの期間について、オンライン記録では、請求者の配偶者は、婚姻前の昭和 54 年 7 月から婚姻後の昭和 56 年 3 月までの期間は国民年金の申請免除期間であることが確認でき、昭和 55 年 2 月 \* 日の婚姻後に A 市で配偶者と同居していたとされる請求者についても、配偶者と併せて世帯単位で申請免除が承認されたと考えられ、請求者の国民年金保険料が納付された事情はうかがえない。

また、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月について、オンライン記録では、請求者の配偶者は国民年金の未納期間であることが確認でき、請求者の記録と一致している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を口座振替で納付していた旨陳述しているが、請求者の陳述から考えられる金融機関である B 銀行 C 支店は、取引明細は保存期間経過のため保管していないとしているため収納状況等は不明であり、A 市は、納付状況及び申請免除に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求期間の国民年金保険料の納付状況は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。